

令和5年第14回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年12月11日(月) 午後3時01分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司 ・ 山口 貴範
江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明 ・ 林 安廣
山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均 ・ 松野 芳正
清水 健吉 ・ 館林 朋子 ・ 高橋美穂子 ・ 永田 俊幸
野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 本田 忠男
松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄
柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	多田 有里
副主幹	佐藤 智香	主査	小木曾高志
副主査	池場 由佳	主任	三輪 幸
主事	桂川 裕貴	主事	江川 充洋

関係者

経済部農林課	係長	伊藤 聖
経済部農林課	主査	小坂 百香
経済部農林課	主査	島邊 里美

議 事

- 議案第 62 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 63 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 64 号 特定農地貸付けの承認について
- 報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第14回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
それでは、議席番号13番松野芳正委員、議席番号14番清水健吉委員の両委員、よろしくお願ひいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第62号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転14件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第62号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番から3番、方県地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。
2ページ、3ページをお願いします。
4番及び5番、鶉地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。
6番及び7番、岩地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。
8番、厚見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
4ページをお願いします。
9番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
36平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、一般野菜を栽培するものです。

10 番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
428 平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、一般野菜を栽培するもので
す。

11 番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
4 ページ、5 ページをお願いします。

12 番及び 13 番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移
転です。

14 番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
91 平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、一般野菜を栽培するもので
す。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 62 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただき
ます。

それでは、1 番から 3 番、方県地区は、野々村委員、お願いします。

野々村委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人、法人へ田を譲り渡すものです。
2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
3 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
3 件とも、11 月 27 日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事
務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

地域の取り決めなども遵守し、他の農地も適正に管理されており、地元の
取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えて
おります。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、4 番及び 5 番、鶉地区は、事務局から説明いたします。

多田主幹

4 番及び 5 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すもので
す。

11 月 21 日に農業委員、農地利用最適化推進委員、申請人と共に現地立会
を行いました。

申請地では、マコモダケを栽培するとのことです。受人は所有する農地でも
マコモダケを栽培し、出荷しており、地域の取り決めなども遵守し、適正
に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番及び7番、岩地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

6番の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

11月21日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、7番の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ、畑を譲り渡すものです。

11月21日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、厚見地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

11月30日に、受人をはじめ、関係者で現地立ち会いを行いました。

申請地では、水稻栽培を行う予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、所有する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

11月21日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、10番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

10番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども承知され、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、11番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
用水路の改修工事中であるため、立ち入りができず、現地での立ち会いは行っておりません。
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、12番から14番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
11月22日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。
申請地では、水稻栽培を行う予定です。
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。
続きまして、13番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
11月22日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。
申請地では、水稻栽培を行う予定です。
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。
14番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

11月28日に、農地利用最適化推進委員、受人代理人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第62号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第62号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第63号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、賃貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第63号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

7ページの総括表をご覧ください。

今回は、計4件、合計1,657.01平方メートルです。

8ページをご覧ください。

1番、日野地区の申請は、所有権移転により建築業資材置場に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、32ページに位置図を付けてございます。

転用される場所は、日野小学校から南東へ約150mほどの農地です。

よって許可し得るものです。

2番、木田地区の申請は、所有権の移転により店舗用駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3番、西郷地区の申請は、賃貸借権の設定による営農型太陽光発電施設設備へ一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内の農地ですが、一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため許可し得るものです。

4番、網代地区の申請は、所有権の移転により貸駐車場に転用するものです。こちらの貸駐車場は参拝者用駐車場です。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第63号について説明を受けました。

1番、日野地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番、日野地区の申請について、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

1番の申請は、資材置場として転用するものです。

11月29日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第63号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

林(明)委員

はい。

議長

林委員、どうぞ。

林(明)委員

3番の営農型太陽光発電施設で、下部は何を作られていますか？

多田主幹

サカキを栽培してみえます。私も現地を見てまいりまして、サカキを栽培していることを確認しております。

議 長

他に御意見等ございませんか。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。
議案第63号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第64号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は2件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第64号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、次の5つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5つの条件とは、1つ目、1区画が10アール未満の貸し付けであること。2つ目、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。3つ目、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。4つ目、5年を超えない貸付期間であること。5つ目、その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

10ページの申請明細をご覧ください。

1番、北長森地区の申請地は、市街化区域内の畑で、面積が合計339平方メートル、貸付区画が8区画、貸付期間が最長5年です。貸付協定は、令和5年11月1日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの5つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。

2番、日置江地区の申請地は、市街化区域内の畑で、面積が合計200平方メートル、貸付区画が5区画、貸付期間が最長5年です。貸付協定は、令和5年11月17日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの5つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第64号について説明を受けました。

議案第64号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第64号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第36号から第38号について、事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、報告第36号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

12ページをお願いします。

届出は、計28件、合計56,896.70平方メートルです。

続きまして、報告第37号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

14ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、計 10 件、合計 4,358.00 平方メートルです。

明細は、15 ページから 16 ページです。

続きまして、報告第 38 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

18 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、計 50 件、合計 25,233.44 平方メートルです。

明細は、19 ページから 31 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 5 年 11 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 29 分閉会を宣す。